２０２５年度（令和７年度）ブルーカーボン活用調査研究業務　仕様書

第１章
総　則

１　適用範囲
本仕様書は、福山市（以下「本市」という。）が受注者へ委託する「２０２５年度（令和７年度）ブルーカーボン活用調査研究業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

２　業務目的
本市では、第二次福山市環境基本計画（第２期計画）において、藻場等の海洋生態系を活用した新たな温室効果ガス吸収源対策の検討を行うとともに、それらの生態系の維持・拡大に向けた取組を推進することを定めている。

本業務は、本市内海町の田島地区沿岸域において実施を予定するブルーカーボン事業の、事業実施前の海藻・海草の分布状況を把握し、二酸化炭素吸収量の初期値を測るとともに、事業実施後の二酸化炭素吸収量の試算を行うことで、Ｊブルークレジット申請の判断資料を作成し、今後の事業展開について検討するものである。

３　業務場所
広島県福山市内海町田島地区沿岸域

４　履行期間
契約締結の日から２０２６年（令和８年）３月３１日まで

５　作業スケジュール
作業スケジュールは、次の表を基本とする。

業務内容	主な実施時期
１　事業実施前の海草・海藻の生育状況の現地調査	２０２５年（令和７年）６月末まで
２　二酸化炭素吸収量の初期値の算定	２０２５年（令和７年）７月末まで
３　事業実施後の二酸化炭素吸収量の試算及び Ｊブルークレジット申請の判断資料の作成	２０２５年（令和７年）９月末まで

６　関係法令等の遵守
受注者は、本業務を実施するに当たり、関係法令、通達、マニュアル、その他の条例等を遵守するものとする。

７　業務責任者
(1) 受注者は、本業務を実施するに当たり、業務責任者を定め、その名前を本市に報告するものとする。また、管理技術者を変更したときも同様とする。

(2) 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期

間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができるものとする。

８　提出書類

本業務について、受注者は、速やかに本市に次の書類を提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 着手時

ア　業務実施計画書

イ　業務責任者報告書

(2) 完了時

ア　業務委託完了通知書

イ　成果品

９　業務計画

(1) 受注者は、本業務の実施に当たっては、契約日から２週間以内に「業務実施計画書」を本市に提出し、かつ、その内容を説明して本市の承諾を得なければならない。なお、業務実施計画書の様式は、協議の上、定めることとする。

(2) 受注者は、業務計画の変更を行う場合は、その必要が生じたときからできるだけ速やかに本市に報告し、本市の承諾を得なければならない。

１０　受注者の責務

(1) 受注者は、委託契約書及び本仕様書に基づき、誠実に業務を行うこと。

(2) 受注者は、本業務遂行の進捗状況その他必要事項について、適宜本市に報告すること。

(3) 本業務に必要な諸手続きは、受注者が行うものとする。また、これに要する経費は、受注者の負担とする。

(4) 受託者は、本業務の実施に当たっては、Ｊブルークレジットの申請又はその補助を実施した実績のある人員を配置すること。

(5) 受託者は、空撮及び水中撮影を実施するための人員を配置すること。

１１　関係官公署との折衝

本業務遂行のために関係官公署との折衝が必要な場合については、協議の上対応するものとする。

１２　損害の賠償

受注者は、この契約の業務の処理に関し事故が発生したときは、直ちに発注者に対して口頭又は電話をもって連絡するとともに、遅滞なくその状況を発注者に報告しなければならない。

業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する場合は、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

１３　貸与資料等

本業務を実施する上で必要な資料又はデータは、本市がこれを受注者に貸与するものとする。

この契約の目的物の引渡しが完了したとき又は契約を解除したときは、受注者は、業務の履行に用いたすべての支給用品の残余、貸与品、資料等を速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が返還を不要と認めたものについてはこの限りではない。

受注者は、業務終了後において、業務に関するデータ又はその記録媒体等の廃棄をするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得るものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分しなければならない。

１４　業務の打合せ

本業務期間中、受注者は、本市と緊密な連絡を保ち作業するとともに、受注者は、その都度議事録を２部作成し、本市の承認を得るものとする。また、議事録は、双方各１部を保管するものとする。なお、受注者は、工程ごと及び定期的に進捗状況の報告を本市に行うものとする。

１５　秘密の保持

受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

１６　成果品

(1) 報告書等は、原則としてＡ４とする。

(2) 報告書等の提出部数は、次のとおりとする。

ア　報告書	３部
イ　Ｊブルークレジット申請の判断資料	３部
ウ　打合せ記録簿	一式
エ　その他発注者が指示するもの	一式
オ　上記ア～エの電子データ	１部

(3) そのほかの必要な書類に関しては、本市の指示に従うものとする。

１７　検査

受注者は、本業務完了後、所定の手続きを経て本市の検査を受けるものとする。本業務は、本市の検査合格をもって完了とする。

１８　成果品の瑕疵

業務完了後、受注者の過失または粗漏に起因する不良個所が発見された場合は、本市の指示に従い、必要な処理を受注者の負担において行うものとする。

１９　成果品の帰属

本業務において作成した成果品等は、本市に帰属するものとし、受注者は、本市の許可なく使用してはならない。

２０　疑義

本仕様書に定めがない事項または疑義が生じた場合は、協議の上、業務を遂行するものとする。

第２章

業務内容

１　事業実施前の海草・海藻の生育状況の現地調査

本市内海町の田島地区沿岸域（実施面積約 11.9ha 予定）において実施を予定するブルーカーボン事業について、次の調査方法により、事業実施前の海藻・海草の分布状況を把握する。なお、調査区域は、別紙１のとおり範囲を基本とし、協議の上、定めることとする。

(1) 空中ドローン等を用いて撮影した写真の判読により、事業地内に生育する海草・海藻の面積を把握する。

(2) 水中及び水上ドローン等による水中映像の判読により、事業地内に生育する海草・海藻の種類及び被度を把握する。

２　二酸化炭素吸収量の初期値の算定

二酸化炭素吸収量の初期値の計測方法は、１(1)で明らかにした面積に１(2)で明らかにした海草・海藻の種類ごとの単位面積あたりの吸収量を乗じて求める。

３　事業実施後の二酸化炭素吸収量の試算及びＪブルークレジット申請の判断資料の作成

事業実施後の二酸化炭素吸収量の試算を行い、１で明らかにした二酸化炭素吸収量の初期値を考慮し、Ｊブルークレジット申請の判断資料を作成する。判断の視点は、Ｊブルークレジットの販売収益で、漁協等の関係者が主体となって、藻場の維持管理ができるかとし、判断資料には次の内容を含めることとする。

(1) １で明らかにした事業予定地の海草・海藻の生育面積や種類を特定したエリアマップ

(2) ２で明らかにした二酸化炭素吸収量の初期値

(3) 事業実施後の二酸化炭素吸収量の試算方法と試算結果

(4) 想定されるＪブルークレジットの販売収益

(5) 事業の関係者へヒアリングを実施し、想定される藻場の維持管理コスト

(6) (2)及び(3)を踏まえ、申請判断の結論

(7) 販売収益が維持管理コストに対して不足する見込みの場合は、今後どのような方法が考えられるか提案すること

４　打合せ・協議

本市との打合せ及び協議は、３回程度を目安に実施する。なお、Ｊブルークレジット申請の判断をする会議が開かれる場合は、会議に参加するとともに、適宜、本市との協議を行い、必要となる資料の作成や指摘事項への対応等を行う。

別紙 1

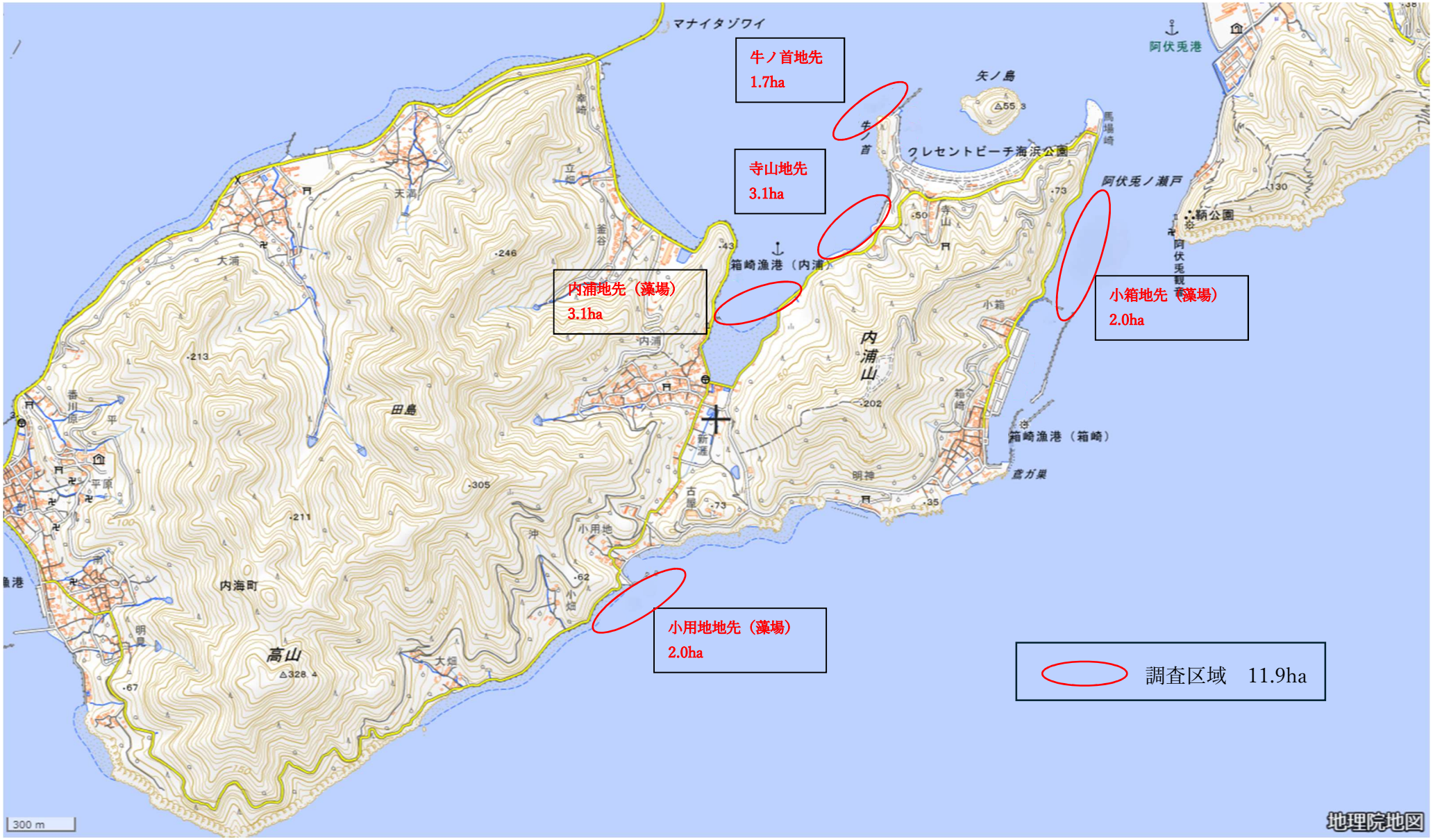
牛ノ首地先
1.7ha
寺山地先
3.1ha
内浦地先（藻場）
3.1ha
小箱地先（藻場）
2.0ha
小用地地先（藻場）
2.0ha
調査区域　11.9ha
マナイタゾワイ
阿伏兎港
矢ノ島
牛ノ首
クレセントビーチ海浜公園
馬場崎
阿伏兎ノ瀬戸
箱崎漁港（内浦）
内浦山
小箱
箱崎
箱崎漁港（箱崎）
倉ガ巣
田島
内海町
高山
大浦
天満
釜谷
立畑
寺山
明神
古屋
小用地
沖
小畑
大畑
番川原
平
平原
明見
300 m
地理院地図